

## 議第95号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年9月19日提出

京都市長 松井 孝治

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を改正する条例

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例の一部を次のように改正する。

第4条中「。ただし、木曜日は、正午から午後8時まで」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

### 提案理由

京都市子ども保健医療相談・事故防止センターの木曜日の開所時間を変更する必要があるので提案する。